

番号		質問内容	回答欄
1	CSVデータ作成	統一CSVレイアウトのNo141（基礎控除の額）欄の記載方法を教えてください。	基礎控除の額に相当する金額に応じて、以下のとおり記録してください。 48万円：記録しない 32万円：320000 16万円：160000 なし：0 ※詳細は、国税庁発行の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」の7ページ、⑩基礎控除の額 をご参照ください。 https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/tebiki2021/index.htm
2	CSVデータ作成	基礎控除額が48万円の場合、統一CSVレイアウトのNo141（基礎控除の額）欄に480000と記載してもよいですか。	項番1の回答のとおり、基礎控除額が48万円の場合は何も記録しないでください。
3	CSVデータ作成	年末調整をしていない従業員がいます。「基礎控除の額」欄には、どのように記載すればよいですか。	何も記録しないでください。 (年末調整をした従業員のみ記録する項目となります)
4	CSVデータ作成	ひとり親控除、寡婦控除（令和2年度税制改正）の詳細を知りたいのですが。	国税庁発行の「ひとり親控除及び寡婦控除に関するFAQ（源泉所得関係）」をご参照ください https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0020004-145.pdf
5	CSVデータ作成	住宅借入金等特別控除区分(CSVレイアウト内の項目79、項目84)について、各区分に対応するコード（入力値）を教えてください。	(2022/12/02更新) 区分ごとの設定値は以下のとおりです。 「住」：一般の住宅借入金等特別控除（増改築含む）は「01」を設定 「認」：認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除は「02」を設定 「増」：特定増改築等住宅借入金等特別控除は「03」を設定 「震」：東日本大震災の被災者の家屋の再取得の特別控除は「04」を設定 「住（特）」：一般の住宅借入金等特別控除のうち特定取得に該当する場合は「11」を設定 「認（特）」：認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除のうち特定取得に該当する場合は「12」を設定 「増（特）」：特定増改築等住宅借入金等特別控除のうち特定取得に該当する場合は「13」を設定 「住（特特）」：一般の住宅借入金等特別控除のうち特別特定取得に該当する場合は「21」を設定 「認（特特）」：認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除のうち特別特定取得に該当する場合は「22」を設定 「震（特特）」：東日本大震災の被災者の家屋の再取得の特別控除のうち特別特定取得に該当する場合は「24」を設定 「住（特特特）」：一般の住宅借入金等特別控除のうち特例特別特例取得に該当する場合は「31」を設定 「認（特特特）」：認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除のうち特例特別特例取得に該当する場合は「32」を設定 「震（特特特）」：東日本大震災の被災者の家屋の再取得の特別控除のうち特例特別特例取得に該当する場合は「34」を設定
6	CSVデータ作成	前職分の源泉徴収票が複数枚ある社員がいます。 1社目の前職分情報は、統一CSVレイアウトの項番64～69に記載しましたが、2社目以降の記載方法がわかりません。どのように記載すればいいのでしょうか。	(2022/02/02更新) 前職が2社以上ある場合は、一例として以下のような記載方法があります。 なお、記載方法は地方団体ごとに異なる場合があります。提出後に提出先の地方団体から問い合わせがある場合がありますのでご了承ください。 【他の支払者が複数ある場合について】 他の支払者（前職分）が複数ある場合、2社目以降の情報は「摘要」欄に以下の内容を記載いただく想定です。 ・支払金額、社会保険料、源泉徴収額について各支払者の額を合算した金額 ・他の支払者名（例：「株式会社〇〇〇 他1社」等）
7	CSVデータ作成	「社会保険料等の金額」をマイナス金額に設定することはできますか。	(2021/1/27更新) CSVレイアウトの項番36「社会保険料等の金額」は、その性質上、マイナス値となることが想定されないため、マイナス金額は入力出来ない仕様となっています。 記載方法は、社会保険料の負担がないことから「0」となります。
8	eLTAXによる提出	令和4年分の給与支払報告書をeLTAXで提出したいのですが、いつから提出できますか。	(2022/12/02更新) 令和4年分の給与支払報告書につきましては、令和5年1月4日（水）以降にeLTAXでの送信が可能となりますので、この日以降に提出していただきますようお願いいたします。 なお、PCdesk（DL版）で申告データ作成の準備を事前に進めていただくことは可能です。

(令和4年分) 給与支払報告書の作成等に関するQ&A

2022/12/02更新

番号		質問内容	回答欄
9	eLTAXによる提出	給与支払報告書をeLTAXで提出することが義務付けられている条件等について、詳細を教えてください。	給与支払報告書については、前々年における給与所得の源泉徴収票の税務署への提出枚数が100枚以上だった場合、eLTAX又は光ディスク等による提出が義務付けられています。 (例) 令和3年(2020年)1月に税務署へ提出した給与所得の源泉徴収票の枚数が110枚の場合、令和5年(2022年)1月の給与支払報告書は、eLTAX又は光ディスク等により提出する必要があります。
10	eLTAXによる提出	eLTAXから給与支払報告書と源泉徴収票を同時に提出できますか。	eLTAXを利用し、給与支払報告書及び源泉徴収票を一括して作成・提出することができます。これを電子的提出の一元化といいます。 一元化提出については、「電子的提出一元化ガイドブック」をご覧ください。 https://www.eltax.lta.go.jp/documents/01108
11	eLTAXによる提出	給与支払報告書提出時に、特別徴収税額通知の受取方法として「電子データでの受け取り」を選択しました。保護番号の通知先メールアドレスを登録する際に注意すべき点はありますか。	登録するメールアドレスは、不特定の人が閲覧できるメールアドレス(組織の代表メールアドレスなど)ではなく、特別徴収税額通知の閲覧権限がある部署のメールアドレス(個人住民税(特別徴収)担当課のメールアドレスなど)を登録することを推奨いたします。